一　保安林の所在場所　富山県黒部市字奈月町音澤字峯畑一三一の一・一三一九・一三二〇の一・一三四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、下新川郡朝日町蛭谷字大谷平一の三、南保字屋敷三四、三五、境字堂平一、字后山一〇七の二、一六八から一七二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに黒部市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十三年十二月二十八日農林水産省告示第二千五十九号（二に係るものに限る。）、平成八年十一月十九日農林水産省告示第千八百十七号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市秋穂東字上田六四〇の四、字中道山七六八の七、七六八の一五、字尻川七九二の一、字石崎八二二、字猪ノ鼻二番四四九九、阿知須字焼野道ヨリ北山一三八九の一、一三八九の七〇、一三八九の七二、一三八九の七六、一三八九の八〇から一三八九の八二まで、一三八九の八五、一三八九の一四四、一三八九の一四五、一三八九の一五一から一三八九の一五三まで、岩国市本郷町本郷字有石迫一〇六五の一、一〇六八、字洗川一一六六の二、一一七九七の二、字原ケ迫二九一〇から二九一三まで、二九一七、二九一八、二九一九の二、字せど山一一四五四、字小野一一四五五、字かたかげ一一九五五、美川町根笠字常灯畑三九五一、字平浴三九五四、一三四三二、一三四三四、一三四三九、一三四四〇、一三四四二、一三四四三、一三四四五、字草木三九七七、字くろ木三九七九、三九八〇、一三四五五、一三四五七、字クロ木一三四四七、一三四四九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である学校法人大原学園から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	安部　辰志
変更後	中川　和久

二　変更の年月日　平成三十年四月一日

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四十一条第三項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第四十一条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月五日

観光庁長官　田村明比古

一　旅行業法第四十一条第一項で指定する旅行業協会の事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号　田中山ビル
変更後	東京都港区赤坂四丁目二番十九号　赤坂シャスタイーストビル

二　変更の年月日　平成二十九年十月七日

○東北地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二戸市石切所字大村四七番一から同市石切所字下ノ平一二番一まで	前	二一・八九～四九・九三メートル	〇・二一二五キロメートル
	後	二一・八九～三一・二二メートル	〇・二一二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市小船越字二子北上九一番一から同市小船越字二子北上無番まで	前	二〇〇・七六～三三八・三一メートル	〇・一五八～〇・一五八キロメートル
	後	一六六・八五～三〇一・四三メートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月五日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原二一八番二一九から同町本栖字上の原二一八番二八まで	前	一〇・四〇～四六・六〇メートル	〇・一九一キロメートル
	後	一五・〇五～五一・二〇メートル	〇・一九一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所